

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成27年1月9日

香川県監査委員 林 熊
同 大 西 均
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 議会事務局
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	ア 支出について 後納郵便料について、平成25年度予算で執行すべきところ、平成26年度分として支出していた。	ア 支出について 再発防止のため、職員に対して年度区分について改めて周知するとともに、チェック体制を強化するため、決裁ルートに別の職員を置くこととした。